

特集 こんなところでも司法書士

司法書士に相談しよう
こんなところでも司法書士
司法書士会の取り組み
埼玉よもやま話

- ・話題のニュースから
～「離婚時の子どもの
養育費問題」について～
- ・相談の現場から
～新型コロナウイルス編～
- ・司法書士と～く
- ・法務局における自筆証書遺言書
保管制度が始まりました



こんなところでも司法書士

司法書士に相談しよう

こんにちは！ 僕は^{ほう}法チュンと申します。

司法書士(しほうしょ)は“身近な街の法律家”って言われているのでちゅんがみなさんはそんな司法書士をご存じですか？

日々の暮らしの中で家を買ったり、売ったり、住宅ローンを借りたり、返したり、相続や遺言の手続など、何をすれば良いかよくわからないことってありませんか？

その他にも、会社を立ち上げたり、やめたり、貸したお金を返してもらいたいとき…何をしたら良いのか、わからないことだらけでちゅん。

司法書士が街のどんな場所でどんな仕事をして、**僕たちの暮らしにどのように関わっているのか**を、もっと知ってもらえたら嬉しいでちゅん！

これから僕、法チュンが司法書士のお仕事をナビゲートするので、是非お付き合い下さい！

司法書士の歴史やお仕事を知ること

見慣れた街並みも、きっといつもと違って見えるようになるはずでちゅん☆

それではさっそく出発するでちゅん♪ レッチュンゴー!!!



司法書士の歴史

司法書士は、明治5年の8月3日に制定された太政官布告によって定められた代書人によって定められ、弁護士さん(代言人)、公証人さん(証書人)と共に定められている歴史の長い制度で、2022年には150周年を迎えます。

当初は、裁判所に提出する書類を代書する専門職でしたが、わが国最初の法律である「不動産登記法」が定められ、登記が治安裁判所で取り扱われるようになると、登記に関する書類についても作成するようになりました。

大正8年には司法代書人が制定され、それが、昭和10年には司法書士法となり、職名が現在の司法書士となりました。

戦後、登記の取扱いが裁判所から法務局に移管された後も、登記の専門家としての関与は続きました。

また、近年では認知症の

高齢者の財産管理等の事務を担う成年後見人への就任や、認定司法書士には限られますが、簡易裁判所における訴訟代理人としても活躍しています。

司法書士は、登記や供託といった法務局でのお仕事や裁判所へ提出する書類の作成や簡易裁判所における代理人等の法律事務を通じて、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する専門家なのです。



暮らしの法律家 司法書士に相談しよう！

★こんな場合司法書士へ★

- ①遺言の作成や相続の手続に関する相談
- ②不動産登記(土地の売買・贈与・抵当権の設定等)に関する相談
- ③会社や法人の登記(設立・役員変更・解散等)に関する相談
- ④裁判をしたい場合の手続に関する相談
- ⑤訴えられてしまった場合の手続に関する相談
- ⑥家庭裁判所に提出する書類(遺産分割調停や相続放棄等)の作成に関する相談



★司法書士に相談するには？★

個別の事務所で相談したい →司法書士会にて司法書士を紹介します
電話 048-863-7861
(平日8時30分～17時30分)



無料で面談相談したい →司法書士総合相談センターにて予約を
電話 048-838-7472
(平日10時～16時)



電話で相談をしたい →決められた曜日・時間にお電話を
電話 048-838-1889



クレジット・サラ金相談	毎週月曜日	13時～16時
成年後見相談	毎週火曜日	13時～16時
賃貸トラブル相談	毎月第1・第3水曜日	18時～20時
労働トラブル相談	毎月第2・第4水曜日	18時～20時
一般法律・少額裁判相談	毎週木曜日	13時～16時
登記相談	毎週金曜日	13時～16時
空き家トラブル110番	毎月第1・第3金曜日	18時～20時

※祝日・年末年始・お盆期間中を除きます。

※法律相談については、紛争の目的の価額が140万円を超えない民事のものに限ります。

こんなところでも司法書士

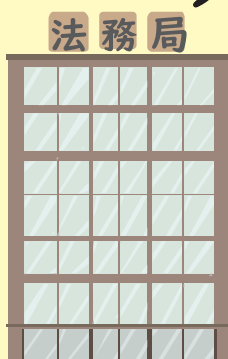


住宅ローン決済
など



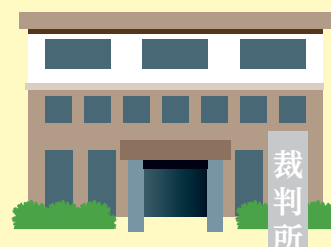
金融機関

登記申請
など



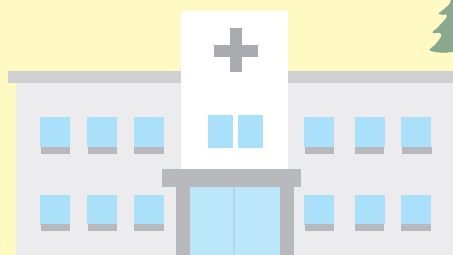
法務局

相続放棄
など



裁判所

成年後見
など



病院・高齢者向け
施設

相続・遺言
など



市町村役場・公証役場

役員変更
など



会社

いろいろ
活躍してる
チュン



■ 金融機関

マイホームを購入する際、住宅ローンを利用することがほとんどだと思われます。この時、売主・買主が金融機関に集まり、住宅ローン実行、売買代金支払い、不動産引き渡し、を一度に行う「決済」という手順があります。

この決済の場には、司法書士の存在が欠かせません。なぜなら、売主は売買代金をもらえないと不動産を引き渡せない、買主は住宅ローンが実行されないと売買代金を支払えない、金融機関は抵当権設定登記ができる確証がないと住宅ローンを実行できない、と各々が複雑な事情を抱えているからです。

そこで、司法書士が決済に立会い、売主・買主



双方から登記に必要な書類を徴求し、登記申請に問題ないことを確認して、金融機関の担当者に伝えます。そうすることにより、金融機関は住宅ローンを実行し、売買代金が売主に支払われ、不動産が買主に引き渡されます（この後、司法書士は登記申請のために走ります）。

このように、司法書士は不動産売買の安全かつ円滑な取引に貢献しています。

また、住宅ローンを完済したときは、抵当権抹消登記も必要となりますので、ここでも司法書士が活躍しています。

さらに、債務引受による変更登記や、根抵当権の追加設定登記等も司法書士の業務です。

■ 会社

人間が生まれた時に戸籍上の出生届をするように、会社を設立する時は、法務局に登記をしなければなりません。設立した後は、役員変更登記、本店移転登記、資本金の増資・減資登記、合併登記等、会社の状況が変化するたびに登記が必要になります。そして、人間の死亡にあたる解散・清算終了の登記によって、会社はその歴史に幕を下ろします。

つまり、会社の発生から消滅まで（人間でいうと、ゆりかごから墓場まで）、何らかの形で司法書士が関わっているのです。

なお、会社の種類には株式会社、合同会社、合名会社、合資会社とありますが、司法



書士はこれら全ての会社の登記をすることができます。

さらに、社団法人、財団法人、医療法人等の各種法人に関する登記も、司法書士の業務になります。

最近では登記業務に限らず、顧問契約を結び、契約書作成等の企業法務に携わるような、司法書士と企業の新たな関係性が生まれてきています。

また、認定を受けた司法書士であれば、簡易裁判所の訴額140万円以下の訴訟代理人になれますので、売掛金回収請求等にも対応することができます。

■ 高齢者向け施設

介護施設に入所する時には、施設との契約だけでなくその他の様々な手続の必要があります。

そして、認知症等の精神的な障がいによりご自身が契約の内容を理解して施設と契約ができない場合は、成年後見制度の利用を検討する必要があります。成年後見制度を利用するためには家庭裁判所に申立てをする必要があります。また、成年後見人を具体的に選ぶのは裁判所なので、ご家族が成年後見人になることを希望したとしても選ばれず、司法書士等が選任される場合があります。仮に、ご家族が成年後見人に就任したとしても実際に成年後見人になると施設費の支払い等の日々の財産管理に加え、家庭裁判所への定期的な報告も要求されますので、ご家族が成年後見人として執務をすることが難しいというケースもあるかと思います。

■ 市町村役場

相続が発生し、遺産分割協議をする際にとても大切なことがあります。それは「相続人の特定」です。遺産分割協議は相続人全員で行わないと無効となってしまいますので、まずは相続人を特定することが重要です。この相続人を特定するために必要な手続が、亡くなった方の出生から死亡までの繋がりが分かる戸籍を取得することです。亡くなった方の全ての戸籍の履歴を見ることで、相続人を特定することができます。家族や親族が誰も知らない相続人が出てきた…なんてことは意外とありますので、要注意です。

では、この一連の戸籍はどこでどのように取得できるのでしょうか。取り方としては、まず、亡くなった方の本籍地で死亡の記載がある戸籍謄本または除籍謄本を取ります。

戸籍謄本等には、前の戸籍の情報が記載されて



成年後見人になるための研修を終了した司法書士は、申立ての手続はもちろん、成年後見人の実務にも精通しているので、成年後見制度の利用を検討する際は是非ご相談ください。

成年後見制度の利用以外にも、施設入所によって空き家となってしまった自宅等の処分の必要が生じることもあるかもしれません。その際にも、司法書士は不動産登記のプロですので、自宅売却に必要な登記手続を全て行うことができます。

また、今後の相続に関する相談など、これから先の暮らしに対する不安も生じるかと思います。それらを専門職としてお手伝いし、解決できるのが司法書士です。



いるので、それを元に戸籍を一つ一つ遡り、出生の記載がある戸籍に辿り着くまで繰り返します。よって、一つの自治体で出生から死亡までの戸籍が揃うとは限りません。また、被相続人の本籍地が不明な場合、住所が分かっている場合は、本籍地入りの住民票で本籍地を確認する必要があります。

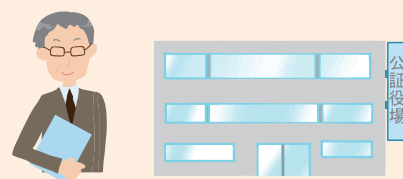
このように、相続人を特定するための戸籍収集の手続きは煩雑となりますし、戸籍を全て取得できたとしても、次はその内容を読み解くことが必要となります。司法書士は戸籍の収集から相続人の特定、遺産分割協議書の作成、相続登記等、相続に関する一連の手続をすることができます。相続でお困りの際は、安心して司法書士にお任せください。

■ 公証役場

公証役場は法務省法務局に属する機関であり、国内の約300か所に置かれています。各公証役場には公証人(こうしょうにん)が配置されており、公証人は、公正証書の作成のほか、法定の業務を執っています。公正証書とは、公証人が個人や法人から囑託された内容をもとに作成した文書(公文書)のことです。公正証書を作成することで、法律関係を明確にして、将来的な安定を図ることができます。

身近な例としては、契約書、離婚協議書、遺言書等を公正証書で作成したりします。

なかでも公正証書遺言は高齢化や社会の多様性に伴いニーズが高まり、ここ数年は年間11万件以上利用されています。公正証書遺言は遺言者



(遺言を残す人)が公証人に遺言の内容を伝え、それを基に公証人が作成しますので、自身で字を書くことが難しい人でも遺言書を作成することができます。また、公証人が関わることにより、法的なチェックを受け無効な遺言になりにくいというメリットがあります。完成した遺言書は公証役場で保管されるため、紛失や改ざんのおそれ也没有せん。

司法書士は遺言者の話を聞き取り、遺言書の案文を作成し、遺言者の意思を正確に公証人に伝えることができますので、公証人とのやり取りがスムーズに進みます。また、公正証書遺言に必要な戸籍等の書類も代わりに集めることができますので、公正証書遺言をご検討の際は司法書士にご相談ください。



■ 司法書士事務所

ひとくちに「司法書士事務所」といっても、様々な形態があります。司法書士法人として何人もの司法書士を抱えている事務所、一人だけの個人事務所、大きなビルの中にオフィスを構えている事務所、自宅で行っている事務所、土地家屋調査士や税理士など他の国家資格者と一緒に経営している合同事務所、等々、です。

ところで、司法書士事務所に行ったことがある人はどれくらいいるのでしょうか。司法書士は皆さんの日常生活では関わることのない職種だと思いますので、いざ相談に行こうと思うと勇気がいるのではないのでしょうか。実際には、多くの事務所で面談や相談業務を行っています。来所が難しい

方の場合、司法書士がご自宅や施設に出向くこともあります。

司法書士に相談する内容は、電話ではなかなか伝わらなかったり、資料を見ながら話す必要もあるかと思います。役所等でも司法書士による相談会が行われていますが、皆さんのお近くの各司法書士事務所にも是非お気軽にご相談ください。



司法書士会の取り組み

埼玉司法書士会では、司法書士の制度や業務に関連する分野の研究を実施しています。



現在研究している対象としては、

- ① 民法・不動産登記制度に関すること
 - ② 民事信託に関すること
 - ③ 相続法改正後の実務に関すること
- の3つの分野になっています。

①民法・不動産登記制度に関すること

法務省の法制審議会民法・不動産登記法部会では、昨今社会問題となっている所有者不明土地、空き家問題等に対応するための民法・不動産登記法の改正が検討されており、令和2年1月10日付で「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案に対する意見募集」が実施されました。この中間試案では相続登記の申請義務化や土地所有権の放棄をはじめとした重要な改正事項が多数検討されております。そこで、当会では、長年、不動産登記の専門家として実務に携わってきた司法書士ならではの視点で意見書を提出しました。ご興味のある方は、埼玉司法書士会HPに掲載してありますのでご覧いただければ幸いです。

また、新型コロナウイルスが世界的に大流行する中、行政手続のオンライン化が加速しております。押印文化の見直し、非対面での本人確認、オンラインによる不動産取引などが将来的に実現されることが予想され、これらが不動産登記の実務をどう変えるのかが目下の研究課題となっています。

②民事信託に関すること

最近、資産の適切な管理や円滑な承継を目的として、自らの財産を家族等に移転してその管理・処分を託す民事信託という制度へのニーズが高まっています。司法書士は、民事信託契約の支援等を行っています。民事信託契約等の支援の業務については、比較的新しい業務であるため、司法書士業務として検討すべき点が多々あります。そこで司法書士業務としての位置づけや報酬のあり方等についての研究を実施しました。また、民事信託契約の支援には、税金の理解が不可欠であり、税理士との連携が必須と考えられますので、税理士会との共同での検討会を開催いたしました。

③相続法改正後の実務に関すること

約40年ぶりに大改正された相続法が令和元年7月1日に施行されました。この改正では、社会の少子高齢化の進展に伴い、配偶者に先立たれた高齢者の保護をはじめとし、これまでの扱いを変更する重要な改正がいくつも行われました。また、離婚や生涯独身者の増加、国際結婚、同性婚と家族に対する価値観は多様化しています。そこで、相続をめぐる紛争を予防する観点から遺言を残しておくことを推進するため、遺言書を法務局が預かる制度（自筆証書遺言書保管制度）が創設され、令和2年7月10日にスタートしました。

これらの重要な改正点を研究し、会員に提供することで、市民へのサービス提供に役立てていただく予定としております。

また、各地の商工団体等に相続や遺言に関するセミナー講師を派遣する予定もありますので、ご興味のある団体関係者様は埼玉司法書士会までお問合せください。



埼玉よもやま話



埼玉県東部に位置する春日部市。その春日部市に、世界も注目する「地下神殿」があることを御存じですか？

海がないことで知られる埼玉県ですが、県土に占める河川面積の割合は、なんと全国第2位だそうです。そんな「川の国」埼玉県の東部を含む中川・綾瀬川流域は、利根川、江戸川、荒川といった大河川に囲まれ、地盤が低く水が溜まりやすいお皿のような地形になっていることに加え、河川の勾配が緩やかで水が流れにくいという特徴があります。さらに、急激な都市化により河川や下水道の整備が追いつかず、これまでも幾度となく洪水被害を受けてきました。今後さらに都市化が進めばより甚大な被害が予想されたことから、洪水被害を軽減することを目的に、当時の最先端の土木技術を結集し、平成5年の着工からおよそ13年の歳月をかけて誕生したのが、「首都圏外郭放水路」です。



排水機場

この「首都圏外郭放水路」は、中川、倉松川、大落古利根川など中小河川の洪水を地下に取り込み、国道16号の地底50mを貫く総延長6.3kmのトンネルを通して江戸川に流す、世界最大級の地下放水路です。

各河川から洪水を地下に取り込む「立坑」、洪水を送り込む地下水路の「トンネル」、地下空間で水勢を弱め、スムーズな流れを確保する「調圧水槽」、地下から洪水を排水する「ポンプ設備」などで構成されています。

「立坑」は第1から第5まで5つあり、地下トンネルでつながっています。各立坑からトンネルを通して集まってき

た洪水を調圧水槽に送り込む役割を担っている第1立坑は、深さ約70m、直径約30mもあり、スペースシャトルや自由の女神像がすっぽり入ってしまうほどの巨大な竖穴です。



第1立坑

そして、その第1立坑から送り込まれた水の勢いを弱めるための巨大水槽こそが、首都圏外郭放水路の象徴でもある、春日部の地下神殿「調圧水槽」です。屋外にある入口から116段の階段を下りていくと、徐々にヒンヤリとした空気に変わっていく中、目の前に現れる、長さ177m、幅78m、高さ18mの巨大な空間。まるで、パルテノン神殿さながらの巨大なコンクリートの柱が林立した幻想的な光景はまさに圧巻!! 思わず息をのむ美しさです。うっすらと足元に残る水に柱が映り、より荘厳な雰囲気を出します。

さらに、この調圧水槽に集められた水を、国内最大級の排水量を誇る4台の巨大ポンプで江戸川に排水することで首都圏の安全を守ってくれているのです。この巨大ポンプ、最大で1秒間に25mプール1杯分の水を排水することができます。記憶に新しい令和元年の台風19号では、約1,100万㎡の雨水を江戸川へ流し、流域の被害を軽減させたといわれています。



調圧水槽

これらの施設は一般にも公開されており、予約をすれば見学することができます。治水の必要性についても学べる「地下神殿」、ぜひ一度訪れてみてはいかがでしょうか。見学コースの予約、詳細については、必ずホームページを御確認ください!



「離婚時の子どもの養育費問題」について

早稲田大学大学院法務研究科
教授 石田京子



近年、母子家庭の貧困が社会問題となっている。厚生労働省の統計によれば、平成28（2016）年の時点で、ひとり親家庭数141・9万世帯のうち、母子世帯数は123・2万世帯、父子世帯数は18・7万世帯となっており、母子世帯はひとり親世帯全体の86・8%を占める。ひとり親家庭の貧困率（所得が国民の「平均値」の半分に満たない人の割合）自体が約5割に及ぶが、特に母子世帯のうち、37・6%が年間所得額200万円未満であり、経済的に過酷な状況に置かれている母子家庭は多い。

母子家庭が貧困に陥る背景には、子どもが幼い家庭ではフルタイムでの仕事を得ることが難しいことや、女性は非正規雇用が多いことなど就労条件におけるそもそもの男女格差の問題もあるが、もう一つ主要な原因となっているのが養育費の問題である。子どもを育てるには、当然お金がかかる。子の養育にかかる費用―すなわち、養育費―を元配偶者から受け取っていない母子家庭が圧倒的に多いのである。

裁判手続を経なくても離婚が可能なのは日本では、婚姻届と同様に離婚届を役所に提出すれば離婚が成立する。夫婦の一方が離婚に応じなかったり、離婚の条件が整わない場合には裁判所の家事調停手続を利用することになるが、現状、裁判所の手続を経ずに協議離婚するケースが全体の約9割を占めている。2011年の法律改正により、離婚の際には、養育費についても取り決めることが明文で規定されたが、実際には、離婚届に養育費の分担について「取り決めを

している」「まだ決めていない」のいずれかにチェックをするだけである。そして、母子家庭のうち、元配偶者と養育費について取り決めをしている世帯は約4割しかない。さらに、実際に養育費を元配偶者から受け取っている世帯は約4分の1しかないのである。もともと正規雇用に就くことが難しく収入も多くないシングルマザーの多くが、元配偶者からの養育費も受け取れずに極めて過酷な経済状況で子育てをしているのがこの国の現状である。

教育費
ローン生活費



このことの何が問題か。今日、母子家庭に育つ子どもが、貧困によって十分な食事や教育を与えられることなく成長し、自ら夢見た進路を諦めざるを得ない状況がある。そして、教育の格差は将来の所得にも影響を与え、子の世代でも貧困が繰り返されるといふ負の連鎖が起こってしまう。子どもは、この国の将来を支える存在である。家庭環境によりここまで顕著な格差ができてしまうことは、社会全体にとっても望ましくない影響をもたらす。超少子高齢化社会であるからこそ、どのような家庭に生まれ育った子であっても、その能力を最大限に発揮し、生き活きと社会生活を送れる制度的基盤が必要である。

養育費は、ひとり親家庭に育つ子どもが健やかに成長するために必要な「子どものための」費用である。し

かし残念なことに、このような意識は日本社会ではまだ浸透していない。それは、母子家庭においては、子育てをするシングルマザーも、離婚した父親も、両方に言えることである。厚生労働省が行った調査では、母子家庭の母が養育費の取り決めをしていない理由の上位3項目は、「相手と関わりたくない」(31・4%)、「相手に支払う能力がないと思った」(20・8%)、「相手に意思がないと思った」(17・8%)であった(平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果)。中には深刻なDVを受けていて、養育費の取り決めが困難な事例もあるであろうが、そうでない場合でも、離婚する父親・母親に、養育費が自分たちの子どもの健やかな成長に必要なお金であるという意識が十分に浸透しておらず、その結果取り決めができていない事例が相当程度存在する。

実は不名誉なことに、OECD諸国の中でひとり親世帯の貧困率は日本がトップである。そして、日本ほど養育費の取り決めもなく簡単に離婚することができ、結果として約8割の子どもが養育費を受け取れていない国は、先進国では稀である。諸外国では、子どもの経済格差が社会に悪影響をもたらすこと、そしてそもそも養育費は子どもの権利であることを前提に、養育費の取り決めなしには離婚が出来なかったり、取り決めた養育費を支払わない場合には運転免許をはく奪するなどの制裁を課したり、元配偶者に代わって一旦国が養育費の立て替えをするなど、様々な施策が導入されている。母子家庭の貧困は、今に始まった話ではない。日本の政治は、長い間、母子家庭の貧困問題に十分な光を当ててこなかったのである。

今、政府でようやくこの問題が議論されている。令和2年5月29日に「法務大臣養育費勉強会取りまとめ」我が国の子どもの未来のために」が公表され、これを受けて6月には「養育費不払い解消に向けた検討会議」が法務省に設置され、現在議論が進行中である(筆者も検討会議の一委員ではあるが、本稿の内容は一研究者としての意見である)。母子家庭の約4分の1しか養育費を受け取っていない現状を改善するには、やはり離婚時には原則養育費について取り決めることをスタンダードとする意識と実務の変化が必要である。離婚する夫婦が共に冷静に子どもの成長を考え、互いが夫婦としての関係を解消するとしても、共に子どもの成長に責任を持ち、成人までの費用も負担していく。これが子を持つ親の離婚のスタンダードとなることを目指すことが出発点である。

既に幾つかの自治体で実施されているが、離婚前後の父母を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性を説く「親支援講座」または「親ガイダンス」の設置は一つの方法であろう。結婚しても離婚するカップルもいること、離婚しても子どもへの責任は果たさなくてはならないことについては、もっと早い段階—高校生頃であろうか—から教えるのも良い。

また、取り決めをしたいと思っても、何をどのように書いたら良いのか全く見当がつかないカップルも多いかもしれない。離婚時の段階で、可能な限り多くの当事者が法律の専門家に相談できる体制を整えることも重要である。

そして、現在母子家庭の約4割は養育費について取り決めをしているにも関わらず、実際の受給率が約24%であることをどう克服していくか。令和元年に民事執行法が改正され、公正証書や調停調書、裁判の判決書などの債務名義があれば、養育費の支払い義務者に対する取り立てはこれまでより容易になったとされる。しかし、ここでも現状では、全く法律の知識を持たないシングルマザーが一人で法的な手続を取ることは決して容易ではない。やはり、養育費が取り決め通りに支払われなくなった段階で、速やかに専門家に相談できる窓口が必要であろう。また、一部の地方自治体では既に行政が養育費を立て替える仕組みを試験的に導入しているが、行政がどのようなかたちで関与することがひとり親の支援に最も効果的であり、かつ養育費の支払いを促進するのか、検討しなければならない。

過去25年で、母子家庭の数は1・5倍に増えた。家族の在り方全体も多様化している。どのような家庭に生まれ育つても、子どもが活き活きと成長するため、の基盤として、離婚後の養育費を確実に受け取ることができるような社会を築いていかなければならない。



相談の現場から

～新型コロナウイルス編～



埼玉司法書士会は、多重債務問題など生活困窮者に対する支援事業を行ってきました。

そして、2019年（令和元年）の定時総会において「生活困窮者支援に積極的に取り組む決議」を行い、今まで以上に生活困窮者支援に取り組んでいく決意表明をしました。

その後、2020年（令和2年）に新型コロナウイルスが流行し、市民生活に大きな影響を及ぼしたことから、埼玉司法書士会では、無料の「新型コロナウイルスに関する生活困りごと電話相談会」を実施したところ、多くの方から御相談をいただきました。今まで寄せられた相談例をご紹介します。

主な相談例

●解雇されて、貯金もなくなりそうだ。

各種給付金や手当などを受給できるか確認しましょう。貯金や現金がなく、生活が困窮しているなら、生活保護を申請しましょう。解雇が法令等に基づいていなければ、不当解雇を主張して会社を訴えることもできます。

●収入が減り、住宅ローンが払えない。

金融機関と今後の返済計画について話し合いましょう。どうしても返済が難しい場合、債務整理をしましょう。自己破産や、自宅を残したまま借金を減額する個人再生という手続もあります。

●家賃が払えず、大家から契約を解除すると言われている。

アパートの賃貸借契約は、賃料を滞納する等、貸主と借主の信頼関係が壊れた状況になると解除されてしまいます。まずは、今後の支払いについて大家さんと話し合いましょう。

●コロナが流行していることを理由に休業を命じられたが休業手当が支給されない。

日本全体でコロナが流行しているとしても、例えば、在宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させる等休業の回避について十分な検討がなされていないなど、休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められる場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、そのときは使用者は休業手当の支払いをする必要があります。

主なコロナ関連給付金の制度を列挙しますと、①新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、②住居確保給付金、③持続化給付金、④家賃支援給付金、⑤埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金制度などが設けられております。各種給付金制度には期限が設けられていますので、ご注意ください。

司法書士は、給付金や社会保障制度などの情報提供や、債務整理の手続を行います。また、アパートの立ち退きを迫る大家や、休業手当を支払わない会社などと、司法書士が代わりに交渉したり、交渉がまとまらなければ裁判を起こしたりすることもできます（※紛争の目的の価額が140万円以内の民事に関するものに限りま）。す。

無料電話相談または無料面談相談についての詳細及び予約電話番号等は裏表紙をご覧ください。

埼玉司法書士会は、これからも生活困窮者支援に積極的に取り組んで参ります。

司法書士と〜く



埼玉司法書士会 司法書士 吉田 健

司法書士の業務の一つに会社（法人）の設立手続がある。会社の設立を希望する依頼者から、会社のビジョン（設立目的や株主、役員構成等）の聞き取りを行う。その上で、適切な法人組織を提案し、設立に向けた手続の支援、定款等の各種書類の作成、設立登記申請を行い、完了することで法人の設立業務は終わるのである。

依頼者が会社を作る目的は様々である。個人事業主として事業を継続していた方の事業拡大のための法人設立や新たに起業するための法人設立、許可の取得を前提としたケース等々である。

日常の業務であれば、株式会社等の設立する会社の組織を決め、会社の名前（商号）を決めていただき、出資金額、出資者、役員構成を確定いただいて、会社を行う予定の事業内容を聞き取り、会社の目的の整除を行うといった感じで、会社設立の打ち合わせが進んでいく。あくまで、依頼者に主体的に決めていただくこととなり、決定に向けたアドバイスはするが、実際の決定に関わることは皆無である。

最近、自らが設立に関わり（出資して）会社を設立する機会に恵まれた。設立し

た会社は地域の事業主が中心となって新たな事業を立ち上げるものである。8人の方が発起人（設立時の出資者）となり、設立後に新たな株主を募集することも予定していた。そうすると、会社の商号はともかくとして、その他の点については、将来を見据えて種々調整していく必要があるのである。

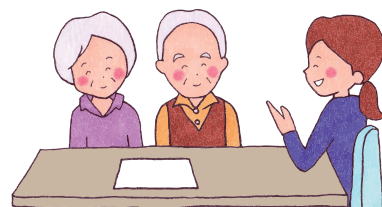
まずは、会社の組織を決定し、それに合わせた出資金額、役員構成を決めていくことが必要となった。会社の組織は、株式会社か合同会社か、その他の法人のいずれかといった点の検討を行った。出資については、設立時の資本金は幾らとして誰がどれだけ出資するのか。そして、役員は誰がやるのかと、こんな具合である。日常の業務では聞き取りを行い、提案をすると言った段取りを踏んで決定している会社の目的については、行う事業が明確となっていたため、それほど苦労せずに決定できた。また、その他の細かい部分は、日常のノウハウを活かして、簡単な確認で進めていくことができた。もっとも、会社の公告方法として電子公告を選んだため、設立のドタバタの最中にドメインを取得するという作業が一つ加わってしまったが。

設立登記に向けた書類の準備についても、発起人の数が多く、法人からの出資もあったので、書類に印鑑をいただく段取りが必要となった。一番忘れがちであったのは自らの押印ではあったが（笑）。無事に設立予定日に登記申請を行い、数日後に登記が完了した。現在は、開業に向けた許可申請と増資に向けた出資者の募集を進めている。

たまたま、自らが司法書士であり手続に熟知していたため、他の出資者への手続等の説明には苦勞せず、設立に向けた調整に注力できたが、これが門外漢であったらと考えると改めて専門家の関与の必要性を感じた次第であった。



法務局における 自筆証書遺言書保管制度が始まりました。



令和2年7月10日、法務局における自筆証書遺言書保管制度が始まりました。

遺言者が自筆の遺言書を保管していた場合、いくつかの問題点があります。まず、遺言書を自宅で保管することが多いのですが、失くしてしまうリスクがあります。また、相続人によって、遺言書を廃棄、隠匿または改ざんされるおそれもあります。これらの事情などにより、相続をめぐるトラブルになる可能性も高くなります。

これに対応するため、全国一律のサービスを提供できることなどを理由に、公的機関（法務局）で遺言書を保管する制度が創設されました。この制度により、遺言者の最終的な意思を実現したり、相続手続が円滑に進むことが期待されています。

申請手続の流れについて簡単に御紹介します。遺言者は、自筆で遺言書を作成した後、法務局の窓口に出向いて、所定の手数料等と共に遺言書の保管を申請します（事前予約制）。手続には必ず遺言者本人が法務局に赴く必要があります。また、遺言書の保管を申請できる法務局は、遺言者の住所地や本籍地、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局（遺言書保管所）となっていますので、管轄の法務局に注意してください。

遺言者が必要書類を提出後、法務局の外形的な

チェックが終わったら「保管証」を受け取って申請手続が完了します。

法務局ではその遺言書をデータ化して保管するため、紛失のおそれがなくなります。また、第三者の故意による変造等のリスクも抑えることができます。

なお、遺言者が、法務局ではなく自宅で保管しておきたいと気持ちが変わった場合には、預けた遺言書の保管の申請の撤回をすることができます。

ここで、遺言書をどのように書けば良いのか、その内容まで法務局で相談できると思われる方がいらっしゃるかもしれません。この点、法務局では遺言書の形式面はチェックしますが、遺言書の内容についての質問や相談はできませんので御注意ください。

高齢化が進む中で、「終活」を意識される方も増えてきていると思われます。しかし、どのように遺言書を作成するべきか、ひとりではうまくいかないこともあると思います。また、書いた内容によっては遺言書を使って預貯金等の解約手続までスムーズに行うことができないケースも考えられます。内容に不備がないよう、自筆での遺言書の作成にあたっては司法書士に御相談ください。

法Navi - 9号 -

令和3年1月発行 定価 100円

発行人 埼玉司法書士会

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

TEL: 048-863-7861

本紙への御意見・御感想等は
埼玉司法書士会までお寄せください。

表紙撮影 司法書士 上松隆行
デザイン・印刷 株式会社エース広告

編集後記

今回の特集は「こんなところでも司法書士」でした。司法書士って、意外と身近な場所で活躍（出没？）していますよ、ということをお伝えしたかったのですが、いかがでしたでしょうか？記事をご覧になって、少しでも司法書士を身近なものに感じていただけたら幸いです。もしかしたら、今すぐ近くに司法書士がいるかも知れませんよ？ほら、あなたのすぐ後ろに…。 (Y.T)

司法書士会からの御案内

県内市町村で司法書士による相談会開催中！



★今後の相談会等の御案内★

※さいたま市の会場につきましては、予約制とし、かつ、さいたま市在住の方に限り御相談の受付をさせていただきます。御了承ください。

※市民プラザかその会場につきましては、加須市在住の方に限り御相談の受付をさせていただきます。御了承ください。

※その他詳細（予約の可否等）については、各市区町村役場にお尋ねください。

相談場所	相談日時
さいたま市中央区役所	毎月第4水曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市桜区役所	毎月第2木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市浦和区役所	毎月第3火曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市南区役所	毎月第1木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市緑区役所	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
戸田市役所	毎週木曜日 午前10時～12時（※予約制）
蕨市民会館	毎月第1・3木曜日 午後1時～4時（※予約制）
さいたま市西区役所	毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市北区役所	毎月第2木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市大宮区役所	毎月第4金曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市見沼区役所	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
さいたま市岩槻区役所	毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
鴻巣市役所	毎月第2・3木曜日 午後1時～4時（※予約制）
北本市役所	毎月第1・3金曜日 午後1時30分～4時20分（※予約制）
上尾市役所	毎月第1木曜日 午後1時～3時30分（※予約制）
桶川市役所	毎月第2木曜日 午後1時～4時（※予約制）
伊奈町役場	偶数月の第3木曜日 午後1時～3時（※予約制）
川口市役所	毎月第2・3水曜日 午後1時30分～4時（※予約制）
川口市 キュボ・ラ (M4階)	毎月第1・3水曜日 午後6時～8時30分 （※予約制・10組まで 埼玉司法書士会川口支部(080-6743-0100)で受付）
新座市役所	【登記相談】毎月第2金曜日 午後1時～4時30分（※予約制）
富士見市役所	毎月第1・3火曜日 午前10時～12時（※予約制）
志木市役所	例年10月に1日限り 午前10時～12時、午後1時～3時
久喜市役所	毎月第1水曜日 午後1時～4時
市民プラザかぞ	毎月原則第1金曜日（令和3年1月は第2金曜日） 午後1時30分～4時（6・12月は午前10時～午後3時）
羽生市役所	毎月第1水曜日 午後1時～4時（※予約制、休日にあたる場合は次週）
蓮田市役所	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）
幸手市役所	毎月第3木曜日 午後1時～4時
白岡市はびすしらおか	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制） ※問合せ 048-764-2318（担当：竹林）
熊谷市役所	【登記相談】毎月第2木曜日（12月を除く）午後1時30分～4時30分 ※令和3年1月は第3月曜日
本庄市役所	【法律相談】午後1時～4時（※予約制） 1・3・4・6・7・9・10・12月 第3・4水曜日 2・5・8・11月 第4水曜日
深谷市役所	【登記・法律相談】毎週木曜日 午後1時30分～4時30分（※予約制）

相談場所	相談日時
東松山市役所	奇数月第3金曜日 午前10時～12時 午後1時～3時（※予約制）
小川町役場	【多重債務・成年後見・相続登記等相談】 偶数月の第3金曜日 午後1時～3時（※予約制）
川越市役所	毎月第3木曜日 午前10時～午後4時（※予約制）
ふじみ野市役所	第1・3・5金曜日 午前9時30分～11時30分（※予約制）
ふじみ野市役所 大井総合支所	第2・4金曜日 午前9時30分～11時30分（※予約制）
川島町役場	偶数月第3水曜日 午前10時～12時（※予約制）
三芳町役場	毎月第3火曜日 午前10時～12時（※予約制）
所沢市役所	毎月第1・3火曜日 午後1時～4時（※予約制） ※定員に達していない場合、当日の先着順でお受けできます。
入間市役所	毎月第1・3・5火曜日 午後1時～3時40分（※予約制）
狭山市役所	毎月第2火曜日 午後1時～4時
飯能市総合福祉センター	毎月第3水曜日 午前10時～午後3時
坂戸市役所	原則毎月第1火曜日（※予約制） 【法律相談】午前10時～12時 【相続・登記相談】午後1時～3時
越生町役場	毎月5日（土・日・祝の場合は翌日） 午前10時～12時（※予約制）
鶴ヶ島市役所	毎月第2木曜日 午前9時～12時（※予約制）（令和3年2月は第3木曜日）
越谷市中央市民会館	毎月第1水曜日 午前9時～12時 （休祝日の場合は、第2又は第3水曜日）
草加市役所	毎月第1木曜日、第3金曜日 午前9時～12時（※予約制）
高砂コミュニティセンター	毎月第3木曜日（8月を除く） 午後1時30分～3時30分（※予約制、〔くらしの法律総合相談〕内）
草加市物産・観光情報センター	毎月第2金曜日 午後5時～7時（1・8月を除く）※問合せ 048-920-5415（担当：竹村）
三郷市青少年ホーム	毎月第3火曜日 午後1時～4時（※予約制）
八潮市役所	毎月原則第3木曜日 午後1時～4時 ※5・10月は総合相談（会場は八潮メセナ）
春日部市役所 本庁	毎月第3水曜日 午後1時～4時（※予約制）
春日部市役所 庄和総合支所	毎月第1水曜日 午後1時～4時（※予約制）
秩父市役所	毎月第3水曜日 午後1時～3時
長瀬町役場	奇数月第3金曜日 午後1時～3時
皆野総合センター	偶数月第2金曜日 午後1時～3時
小鹿野文化センター	偶数月第3水曜日 午後1時～3時
横瀬町役場	奇数月第3木曜日 午後1時～3時

※令和3年1月現在

無料電話相談



☎ **048-838-1889**

月曜日 午後1時から4時まで
「クレジット・サラ金相談」

火曜日 午後1時から4時まで
「成年後見相談」

毎月第1・第3水曜日 午後6時から8時まで
「賃貸トラブル相談」

毎月第2・第4水曜日 午後6時から8時まで
「労働トラブル相談」

木曜日 午後1時から4時まで
「一般法律相談・少額裁判相談」

金曜日 午後1時から4時まで
「登記相談」

毎月第1・第3金曜日 午後6時から8時まで
「空き家トラブル110番」

※相談時間は20分程度です

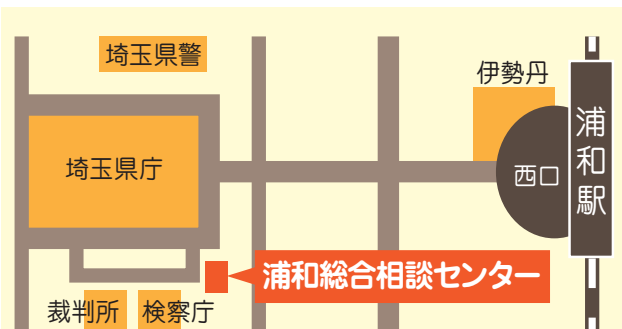
「暮らしの法律家」司法書士があなたの力になります！

埼玉司法書士会総合相談センター

完全予約制・相談無料 ☎ **048-838-7472**

予約の受付は平日午前10時から午後4時まで（全センター共通の番号です。）

浦和総合相談センター



さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号
埼玉司法書士会館108号室（埼玉県庁そば、司法書士会館内）

越谷総合相談センター



越谷市越ヶ谷2丁目8番24号 森田ビル202号室（越谷市役所そば）

西部総合相談センター

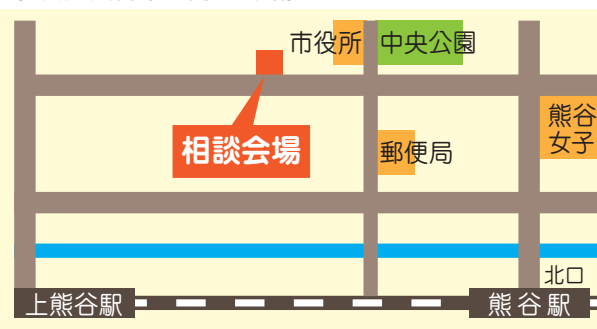
（会場：ウェスタ川越）



川越市新宿町1丁目17番地17（川越駅 徒歩5分）

県北総合相談センター

（会場：熊谷市立商工会館）



熊谷市宮町2丁目39番地（熊谷市役所そば）

※祝祭日・年末年始・8月13日～15日を除く。

※令和3年1月現在。